社会福祉法人 小渦会　定 款

第１章　総 則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）救護施設　　小鳴門荘の設置経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）医療保護施設　　鳴門シーガル病院の設置経営

（ロ）無料低額診療事業　　徳島シーガルクリニックの設置経営

（ハ）無料低額診療事業　　いやしの杜クリニックの設置経営

（ニ）共同生活援助事業　　グループホームファミリーの設置経営

（ホ）自立生活援助事業、就労選択支援事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業　　多機能型支援事業所ジョイナスの設置経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人 小渦会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が１，０００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上８名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とし、２名以内を業務執行理事とする。

３　業務執行理事のうち、１名を常務理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、常務理事及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（職員）
第２２条　この法人に、職員若干名を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長、副院長、事務部長及び看護部長等の幹部職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
３　前項に規定する職員以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　顧 問

（顧問）
第２３条　この法人に、顧問若干名を置くことができる。
２　顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
３　顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
４　顧問には、理事会の議決を経て報酬等を支給する。
５　顧問の任期は、２年とし、再任を妨げない。

第６章　理事会

（構成）
第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第２６条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）

第２９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第３７条に掲げる公益を目的とする事業及び第３８条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）

第３７条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）訪問看護事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第９章　収益を目的とする事業

（種別）

第３８条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（１）駐車場の設置経営事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第３９条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第１０章　解　散

（解散）

第４０条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章 定款の変更

（定款の変更）

第４２条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその

旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、社会福祉法人小渦会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４４条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事	富　田　介　一
〃	山　下　久米一
〃	西　川　　修
〃	桜　井　図南男
〃	枝　川　沢二郎
〃	天　野　直　枝
〃	新　開　誉　一
〃	長谷部　　豊
〃	住　友　正　司
〃	松　本　長一郎
〃	野　上　　勇
監　事	吉　田　菊　蔵
〃	喜　多　尊二郎

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

この定款は、令和２年４月１日から施行する。（一部改正）

この定款は、令和６年７月２３日から施行する。（一部改正）

この定款は、令和７年１０月１日から施行する。（一部改正）

別　表

基　本　財　産

１．土　地

	所　　在　　地	登記面積（㎡）	備　考
1	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－４	304.00	埋立地
2	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－５	1,246.00	埋立地
3	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－６	1,117.00	埋立地
4	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井３７	33.05	宅　地
5	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井３８	29.75	宅　地
6	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井３９	181.81	宅　地
7	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４０	211.57	宅　地
8	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４１	604.95	宅　地
9	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４２	128.92	宅　地
10	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４５－２	99.00	山　林
11	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４４－２	267.76	宅　地
12	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４７－１	740.49	宅　地
13	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４７－２	99.17	宅　地
14	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４８	664.46	宅　地
15	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４９	651.23	宅　地
16	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５０－１	363.63	宅　地
17	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５０－２	287.60	宅　地
18	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５３	314.04	宅　地
19	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５４－１	509.09	宅　地
20	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５４－２	595.04	宅　地
21	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５４－３	1,011.57	宅　地
22	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井４４－１	300.00	山　林
23	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５２	353.00	ため池
24	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５５－１	363.00	ため池
25	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井７２－２７	9,107.00	保安林
26	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－７	723.00	雑種地
27	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－８	25.00	雑種地
28	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井５７－９	3.75	雑種地
29	徳島市寺島本町東１丁目３０－１	348.91	宅　地
30	鳴門市瀬戸町明神字上本城８５	3,347.12	宅　地
計		24,030.91	

2．建　物

家屋番号	種　　類	床面積(㎡)	構　　造	所　　在　　地
48番	病院 （第1病棟、第2病棟 第3病棟、第4病棟 管理棟）	1階　2,501.54 2階　2,275.36 3階　1,434.04 4階　1,434.04	鉄骨造陸屋根4階建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 48番地、43番地、47番地1、49番地、 50番地1、50番地2、52番地、54番地、 54番地2、55番地1
同上 付属	機械室	6.00	鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建	
57番 1の2	作業療法棟	1階　239.80 2階　77.80	鉄骨造ルーフィング葺 2階建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 57番地1、57番地6、59番地2
同上 付属	倉庫（リネン室）	65.61	コンクリートブロック造 スレート葺平屋建	
同上 付属	作業場	103.68	鉄骨造スレート葺平屋建	
同上 付属	図書室・理髪室	145.80	鉄骨造スレート葺平屋建	
同上 付属	倉庫	40.30	鉄骨造スレート葺平屋建	
55番 1	倉庫（厚生棟）	1階　192.00 2階　78.00	鉄骨造スレート葺2階建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 55番地1
53番	病院（第5病棟）	1階　296.79 2階　296.79	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 54番地3
57番 1	霊安室	34.88	コンクリートブロック造 スレート葺平屋建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 57番地1
54番 3	ボイラー室	100.35	コンクリートブロック造 スレート葺平屋建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 54番地3
41番	管理棟・収容棟	1階　433.71 2階　404.13	コンクリートブロック造 陸屋根2階建	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 41番地
同上 付属	霊安室	13.24	コンクリートブロック造 陸屋根平屋建	
同上 付属	洗濯場	11.25	コンクリートブロック造 陸屋根平屋建	
30番 1	診療所	1階　147.40 2階　148.80	鉄筋コンクリート造 ルーフィング葺2階建	徳島市寺島本町東1丁目30番地1
85番 1	救護施設 小鳴門荘	1階　1,348.11 2階　1,121.10	鉄骨造鋼板葺陸屋根2階建	鳴門市瀬戸町明神字神本城 85番地
計		12,950.52		

3．預　金　　百万円（定期預金）